

## ◆ 保険税の税率 (比較)

(単位：円・%)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減	
医療分	所得割税率	5.1	5.1	据え置き
	均等割額	23,000	23,000	据え置き
	賦課限度額	520,000	540,000	20,000
後期高齢者 支援分	所得割税率	1.4	2.0	0.6
	均等割額	7,800	9,800	2,000
	賦課限度額	170,000	190,000	20,000
介護保険分	所得割税率	1.2	1.8	0.6
	均等割額	11,000	13,000	2,000
	賦課限度額	160,000	160,000	据え置き

国保制度を安定的に運営していくため、平成28年度に保険税率などを次のとおり改正しました。

## 保険税を改正しました

### ■ 1人当たりの拠出額

(社会保険診療報酬支払基金資料から)

(単位：円)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
後期高齢者 支援分	49,522	52,514	54,526	56,531	57,400
介護保険分	56,366	59,588	63,270	62,120	64,221

※平成28年度は試算値

保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護保険分(40歳以上65歳未満の方)の3つの税目に分かれていて、前年の所得に応じた所得割と、所得に関係なく加入者数にかかると、等割で構成されています。

左表のとおり、高齢化により1人当たりの拠出額は年々増加していることから、3つの税目のうち、平成22年度以降に改定していなかった後期高齢者支援分と介護保険分について今回改定を行い、医療分は据え置くこととしました。

## ❖ 国保税改定のモデルケース

**例** 夫婦(40歳代)と子ども2人の4人世帯  
世帯所得：約300万円  
(夫の給与収入：約443万円)

	改定前	改定後	引上げ額
年税額	350,600円	394,700円	44,100円

## ❖ 保険税改定(所得別)比較表(40～64歳)

### ■ 1人世帯の場合

(単位：円)

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円	
年税額	改定前	12,500	170,200	247,200	401,200
	改定後	13,700	194,300	283,300	461,300
	引上げ額	1,200	24,100	36,100	60,100

### ■ 2人世帯の場合

(単位：円)

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円	
年税額	改定前	25,000	212,000	289,000	443,000
	改定後	27,400	240,100	329,100	507,100
	引上げ額	2,400	28,100	40,100	64,100

※1人世帯・2人世帯のいずれも、所得0円は申告済みで7割軽減を適用した場合

### 例 夫婦(65歳以上)の2人世帯

世帯所得：約120万円  
(夫の年金：240万円、妻の年金：79万円)

	改定前	改定後	引上げ額
年税額	105,700円	114,100円	8,400円

### ■ 国保税の軽減

合計所得金額が一定金額以下の世帯は、国保税(均等割額)の軽減対象となります。平成28年度から軽減判定基準が一部拡大されました。申請の必要はありませんが、未申告の場合は軽減なりません。注意してください。

□ 7割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

□ 5割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×26万5000円+33万円以下の世帯

□ 2割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×48万円+33万円以下の世帯

### ■ 国保税の減免

次の場合は申請により保険税の減免の対象となります。

- 災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合
- 被用者保険(職場の健康保険)の加入者本人が後期高齢者医療制度(原則75歳から)に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

### ■ 解雇などで失業した方への軽減

会社都合による解雇などで失業した方は、国保税の軽減を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

### ■ 納付書の送付

平成28年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬ごろに送付します。

# 国民年金に関するお知らせ

## 平成28年度の国民年金保険料

平成28年度の国民年金保険料は、前年度より670円引き上げとなり、4月分から月額1万6260円となります。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。

なお、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。

**問合せ** ねんきんダイヤル ☎0570-05-111  
65 / 青梅年金事務所 ☎0428-30-341  
0 / 市民課高齢医療・年金係 ☎137

## 国民年金保険料の免除申請

### 国民年金保険料の免除・猶予

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。

また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

※学生の方は、16ページで紹介する学生納付特例制度を利用してください。

### 申請できる期間

■ 過去期間：申請月から2年1か月前まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

■ 将来期間：翌年6月分まで

※1～6月に申請するときは、その年の6月分までとなります。

### 【例】

平成28年5月に申請する場合、次の①②③の期間の申請ができます。

①平成25年度分（平成26年4～6月）

②平成26年度分（平成26年7月～平成27年6月）

③平成27年度分（平成27年7月～平成28年6月）

なお、この例の場合、平成26年3月以前の分は時効により申請できません。

**申請方法** 市役所または日本年金機構の窓口で申請

**申請に必要なもの** 年金手帳・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

**問合せ** 青梅年金事務所 ☎0428-30-341

0 / 市民課高齢医療・年金係 ☎137

## 羽村市

### 地域包括支援センター運営協議会

#### 市民公募委員の募集

地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、その適正な運営を図るために、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。現委員の任期終了に伴い、新たに市民公募委員を募集します。

**応募資格** 市内在住の40歳以上の方

※任期中は、市が設置するほかの審議会・懇談会などの市民公募委員を兼任することはできません。

**募集人員** 2人（40～64歳の方1人、65歳以上の方1人）

**任期** 6月1日～平成30年5月31日（2年間）

**開催回数** 年4回（予定）

**開催時間** 原則、平日の夜間（午後7時30分～2時間程度）

**報酬（日額）** 9000円

**応募方法** 4月15日（金）午後5時（必着）までに、「高齢者が地域で安心して暮らすには」についての考えを800字程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」を必ず記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

※作文の様式は問いません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

**選考方法** 作文を基に審査し、決定します。

※作文は非公開とし、後日返却します。

※選考結果は、応募者各人に通知します。

**応募先・問合せ** 羽村市高齢福祉介護課地域包括支援

センター係 ☎197-205-8601（所在地記載

不要） ☎s304200@city.hamura.tokyo.jp